

# 世田谷区子ども・若者参加型プラットフォーム

## 構築運用業務委託提案要求説明書

(配布資料)

1. 提案要求説明書（本書）
2. 様式1 参加表明書
3. 様式2 参加辞退届
4. 様式3 質問書兼回答書

令和7年12月22日

世田谷区

## 1 はじめに

### (1) 目的

令和7年4月に施行された「世田谷区子どもの権利条例」第15条に定めた「子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や思いの尊重」を踏まえ、より多くの、また、多様な子ども・若者がオンラインで参加し、意見表明をする機会を提供するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、世田谷区子ども・若者参加型プラットフォーム構築運用業務委託受託候補者を特定する手続きについて必要な事項を定める。

### (2) 適用範囲

本説明書は「世田谷区子ども・若者参加型プラットフォーム構築運用業務委託」に適用する。

## 2 業務名

世田谷区子ども・若者参加型プラットフォーム構築運用業務

## 3 業務内容

世田谷区子ども・若者参加型プラットフォーム構築運用業務委託公募型プロポーザル業務内容（別紙1）に記載のとおり。

## 4 履行期間

契約締結日～令和11年3月31日

※ただし、契約は単年度ごととし、各年度における本事業の予算配当があり、かつ、令和9年度以降の契約については前年度の履行状況が良好であることを契約の条件とする。

## 5 提案限度額（令和8年度）

(1) 4,694,800円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) この金額は、本業務の予算規模を示したものであり、業務委託料の積算にあたってはこの範囲内とすること。

(3) 本業務は、議会の議決を経て令和8年度当初予算の配当を条件として契約締結する。

## 6 プロポーザル方式を採用する具体的な理由

本件契約の業務は令和7年4月に施行された「世田谷区子どもの権利条例」の理念を実現するため、より多くの、より多様な子ども・若者の意見表明を促すため、デジタル技術を活用した新たな取組みとして、デジタルプラットフォームを導入し、子ども・若者を中心に区民参加を推進することを目的とするものである。

この業務の履行にあたっては、過去にデジタルプラットフォームの構築等に関する業務実績を備え、十分な経験及び実務に関わる専門的な知識を持つ事業者である必要があるため、令和8年度から令和10年度まで単年度ごとに契約を締結する旨を明示して令和7年12月22日付公告によりプロポーザルを実施し、応募者の実績等を審査員の合議により評価する必要があるため。

## 7 参加資格

次の各事項をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 世田谷区から指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。
- (3) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者ではないこと。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」または「情報セキュリティマネジメント（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得している又は取得申請中であること。
- (8) 「世田谷区子ども・若者参加型プラットフォーム構築運用業務委託審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。
- (9) 区の委託契約約款や、「電算処理の業務委託契約の特記事項（兼電算処理の個人情報を取り扱う業務委託の特記事項）」（別紙2）に基づき契約できること。

## 8 スケジュール（予定）

- |              |                            |
|--------------|----------------------------|
| ・説明書交付期間     | 令和7年12月22日（月）～令和8年1月14日（水） |
| ・参加表明等の提出期限  | 令和8年 1月14日（水）17時           |
| ・招請通知発送      | 1月15日（木）                   |
| ・質問の提出期限     | 1月20日（火）正午                 |
| ・質問の回答       | 1月27日（火）17時以降              |
| ・提案書等の提出期限   | 2月 4日（水）17時                |
| ・一次書類審査※     | 2月 5日（木）～2月9日（月）           |
| ・一次書類審査結果通知※ | 2月12日（木）                   |
| ・ヒアリング審査     | 2月24日（火）午後                 |
| ・最終結果通知      | 3月 5日（木）                   |

※5者以上から応募があった場合のみ、事前審査として提案書について一次書類審査を行い、上位3者程度を選定する。

## 9 説明書の交付期間及び方法

- (1) 期間 令和7年12月22日（月）～令和8年1月14日（水）【17時まで】
- (2) 方法 世田谷区ホームページで公開する。

世田谷区ホームページトップ画面⇒事業者の方へ⇒契約情報・入札情報

⇒現在実施中のプロポーザル情報⇒子ども・教育・若者支援にて公開

## 1 0 参加表明書の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加意向を申し出るものとする。区は、提出書類を確認のうえ、参加資格確認の結果を参加資格確認結果通知書により通知する。

### (1) 参加表明書：「参加表明書」（様式1）に準ずること

＜添付書類＞

- ・履歴事項全部証明書（発行日から3ヶ月以内）
- ・納税証明書①（税務署が発行する「その1」及び「その3」、発行日から3ヶ月以内）
- ・納税証明書②（法人住民税・事業税、発行日から3ヶ月以内）
- ・法人の定款
- ・法人の概要が分かる資料（会社パンフレットなど）
- ・前期分の確定申告書類（貸借対照表、損益計算書を含む）
- ・プライバシーマーク使用許諾証（写）または情報セキュリティマネジメントの認証番号

### (2) 提出期限、提出先及び方法

①期 限：令和8年1月14日（水）17時必着

②提出先：世田谷区子ども・若者部子ども・若者支援課事業担当

所在地 〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33

世田谷区役所西棟3階305番窓口

担当 佐藤、小倉

電話 03-5432-2585

③方 法：持参又は郵送（郵送の場合、簡易書留又はレターパックに限る）

※郵便事故等による遅延等について、区は責任を負わない。

### (3) 招請通知

参加資格を確認の上、令和8年1月15日（木）に、郵送でプロポーザル招請通知を送付する。

### (4) 辞退

参加表明書等の提出後に、何らかの事情により辞退する場合は、「参加辞退届」（様式2）を速やかに提出すること。

## 1 1 質問の受付及び回答等

プロポーザルに対する質問がある場合は、「質問書」（様式3）を電子メールで送信すること。なお、メールアドレスについては、招請通知の際あわせて通知する。

### (1) 提出期限 令和8年1月20日（火）正午（厳守）

### (2) 提出書類 「質問書兼回答書」（様式3）

### (3) 提出先 世田谷区子ども・若者部子ども・若者支援課事業担当

※メール送信時は、件名を「世田谷区子ども・若者参加型プラットフォーム構築運用業務委託に関する質問書」とし、添付ファイルとして送信すること。なお、送信後、必ず電話（03-5432-2585）により到達確認を行うこと。

### (4) 質問への回答 令和8年1月27日（火）17時以降、区ホームページに回答を掲載する。

## 1.2 提案書等の内容について

プロポーザル招請通知を受領した事業者は、事業提案に関する書類を提出すること。なお、区が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

### (1) 提出部数（原本1部、副本3部）

＜書類作成上の注意＞

- ① A4判とすること。
- ② 副本はすべてのページについて、事業者を特定又は推測させるような記述等を削除するか黒塗りにして隠すこと。マジック等で塗りつぶした場合は、透けて見える可能性があるため、塗りつぶしたものを作成して提出するなど、完全に見えないようにすること。

### (2) 提出期限

令和8年2月4日（水）17時必着

### (3) 提出先

「1.0 (2) ②提出先」に同じ

### (4) 方法

持参又は郵送（郵送の場合、簡易書留又はレターパックに限る）

※郵便事故等による遅延等について、区は責任を負わない。

### (5) 見積書

① 令和8年度の契約金額を、提案限度額の範囲内で見積もること。

② 見積金額は消費税を含めた総価で記入すること。

## 1.3 提案書により提案等を求める事項

目次などの添付により、提案書のうち、以下の事項が記載している箇所を明示すること。

### (1) 世田谷区の子ども・若者施策及び本プラットフォームを活用するユースカウンシル事業に関する認識について

### (2) 区が求める機能について

#### ①意見交換機能

参加した若者同士が掲示板上などで、意見交換することができる機能について。

#### ②情報発信機能

ユースカウンシルの活動内容や、意見形成のプロセスをわかりやすく表現し、広報するための機能について。

#### ③意見集約機能

参加した若者の意見を、アンケートや投票機能などにより集約する機能について。

#### ④参加する若者の属性を限定する機能

区内在住・在学・在勤の若者（原則として本人の自己申告を想定）に限定して、参加を許可する機能について。

### (3) 基本的な仕様について

・プラットフォームの全体像

・利用者・管理者の両面の立場における操作性について

・不適切な投稿への対策について

※主な画面表示、新規投稿時の入力画及び構築画面が分かるものを含めること。

(4) 運用支援体制について

・プラットフォームの日常的な運用支援について

・プラットフォームの広報支援について

・操作方法や運用上の工夫に関する説明や研修

※実施体制及びセキュリティ体制、業務従事予定者一覧(役職、同種・類似業務の実績等)、

受託事業を円滑に遂行するための、受託期間中における責任者等の現場業務への関わり方等についても記載すること。

(5) 同種・類似業務の実績

地方自治体等から同種又は類似の業務を受託した際の履行内容及び実績

(6) 個人情報保護、事故防止、苦情処理の対策等

(7) その他

本業務の履行に際して、特に重視する方針や、本業務を履行する上で、競合他社よりも優れていると自認するポイントとその理由など、プラットフォームの活用促進に繋がる提案があれば示すこと。

#### 1.4 選定方法について

本プロポーザルでは、「1.5 提案書を特定するための評価基準」に基づき審査し、1者を特定する。

※審査の結果、一定の基準を超える提案事業者が存在しなかつた場合は、候補者の特定を行わないものとする。

(1) 審査委員

合議により審査するため、審査委員会を設置する。会社名を伏せ匿名とし、提案書と見積書及びプレゼンテーションを基に審査委員会にて総合的に審査を行う。

(2) 一次書類審査

5者以上から応募があった場合のみ、事前審査として提案書について一次書類審査を行い、その上位3者程度を選定する。

① 審査期間

令和8年2月5日（木）～2月9日（月）

② 審査結果の通知

令和8年2月12日（木）に、本プロポーザルに応募したすべての事業者へ郵送にて通知する。

(3) プrezentation

一次書類審査を通過した事業者を対象に、プレゼンテーションによる審査を行う（1事業者30分程度）。日時等の詳細は、書類審査の結果通知に併せて連絡する。

プレゼンテーションにおいては、実際の機器を用いたデモンストレーションを含んだ構成とともに、審査員が機器を操作できる環境を整えること。

※令和8年2月24日（火）午後、世田谷区役所本庁舎にて実施予定

#### （4）結果の通知と公表

審査の結果については、令和8年3月5日（木）に文書で発送する。また、区は選定事業者名及び審査結果について、必要に応じて公表することができるものとする。

### 1.5 提案書を特定するための評価基準

本プロポーザルでは、主に以下の評価基準に基づき審査を行う。

#### （1）以下の基準により審査を行う。

##### ① 「1.3 提案書により提案等を求める事項」について

- （i）「（1）世田谷区の子ども・若者施策及び本プラットフォームを活用するユースカウンシル事業に関する認識について」の内容
- （ii）「（2）区が求める機能について」に記載した事項の実現可能性
- （iii）「（3）基本的な仕様について」の内容
- （iv）「（4）運用支援体制について」の内容
- （v）「（5）同種・類似業務の実績」の内容
- （vi）「（6）個人情報保護、事故防止、苦情処理の対策等」の内容
- （vii）「（7）その他」の内容

##### ② プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性

#### （2）上記（1）の基準のほか、以下の点の適否についても審査を行う。

- ① 法人の経営状態が健全であり、本事業の受託に堪えられるものであること。
- ② 経費見積もりの金額及び内容が妥当なものであること、また区の提案限度額を超えないこと

### 1.6 その他の留意事項

- （1）企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。
- （2）企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とする。
- （3）企画提案書等の提出書類を郵送で提出する場合、未着・遅延については、理由の如何にかかわらず、区では責任を負わない。
- （4）提出された企画提案書は原則として返却しない。ただし、提出された企画提案書は、企画提案書の審査以外に提出者に無断で使用しない。なお、審査された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- （5）企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した業務責任者は、原則として変更できない。ただし、病気、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であるとの区の了解を得なければならない。
- （6）企画提案書の審査後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- （7）手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- （8）契約保証金は免除する。

- (9) 契約にあたっては、契約書を作成する。
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口は、「10 (2) ②提出先」に同じ。
- (11) 区が提供する資料は、本件の応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。
- (12) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (13) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的とし、契約に際して、区は提案の内容に拘束されない。

#### 17 本件担当

世田谷区子ども・若者部子ども・若者支援課 佐藤・小倉

所在地：〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33

世田谷区役所西棟3階305番窓口

電話：03-5432-2585

FAX：03-5432-3050